

# 日本公認会計士協会中国会の概要

2019年2月



**Engage in the Public Interest**

社会に貢献する公認会計士

- 
1. 業務内容
  2. 体制
  3. 会員数(2019年1月31日現在)
  4. 活動テーマ
  5. 重点施策
  6. 委員会組織
  7. 監査法人事務所の設置状況
  8. 連絡先

# 1. 業務内容

中国会は全国に16ある日本公認会計士協会の支部組織(地域会)の一つで、5つの部会により構成されています。

## ○ 日本公認会計士協会について

日本公認会計士協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。1949年(昭和24年)に任意団体として発足し、1966年(昭和41年)に公認会計士法で定める特殊法人となりました。また、2004年(平成16年)4月には、特別の法律により設立される民間法人(特別民間法人)となりました。

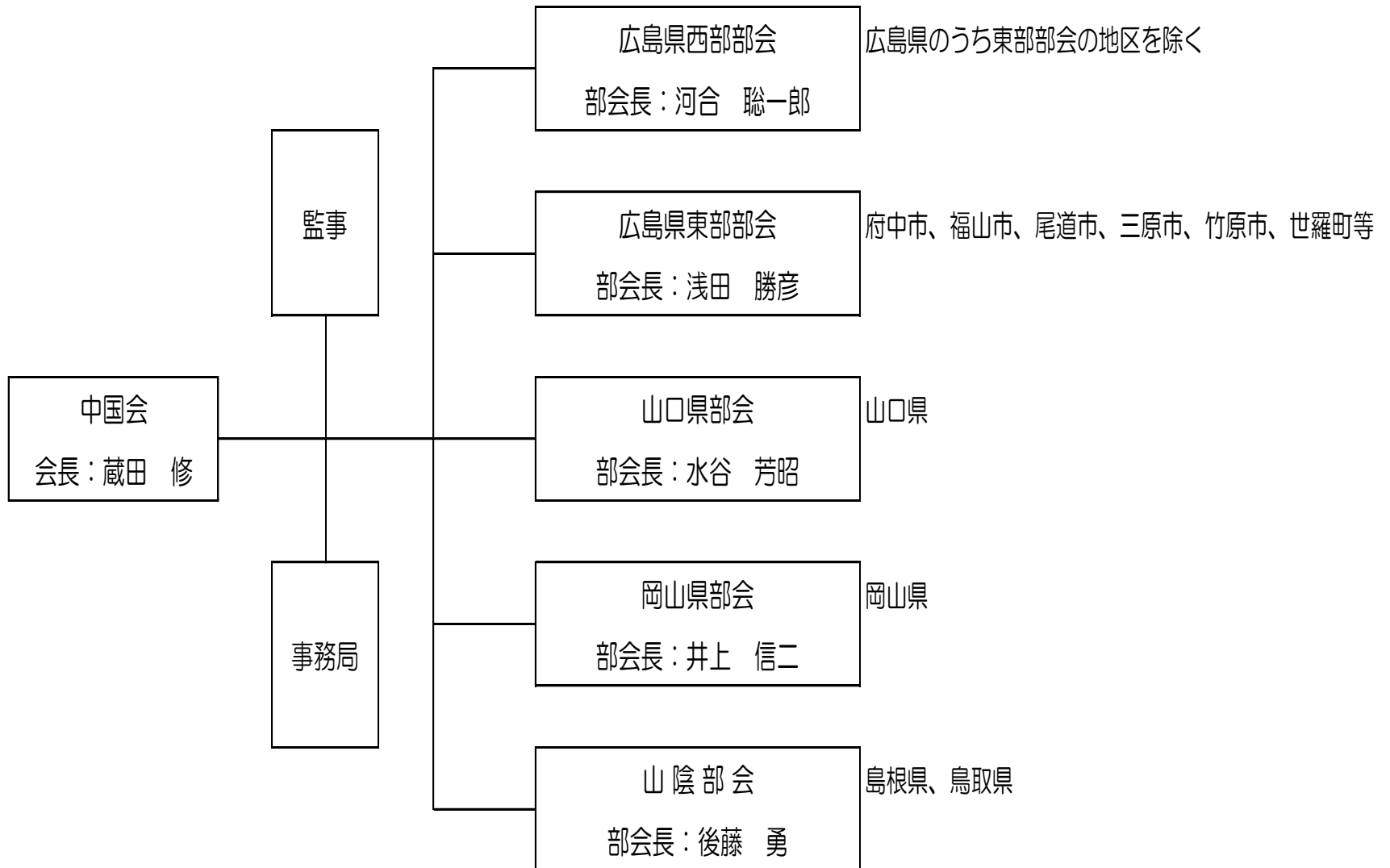
日本公認会計士協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として透明性と中立性を持った組織運営を行っており、また、全国に支部として地域会(16地域会)を置き、それぞれの地域会所属会員の資質向上につとめるとともに、地域会に密着した活動を行っています。

会員数は公認会計士が約2万8千人、監査法人が217法人で、このほか、公認会計士となる資格を有する者や会計士補等を合わせた準会員が約7千人います。

## ○ 公認会計士の使命(公認会計士法 第一条)について

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としています。

## 2. 体制



### 3. 会員数 (2019年1月31日現在)

(人)

部 会	会 員	うち 女性 会員数	準会員		うち 女性 会員数	計	うち 女性 会員数		
			2号	4号					
1	広島県西部	234	33	6	28	7	268	40	
2	広島県東部	35	1	0	2	0	37	1	
3	山口県	42	4	0	3	0	45	4	
4	岡山県	119	10	2	12	3	133	13	
5	山陰	島根	22	1	0	1	0	23	1
		鳥取	15	1	2	1	0	18	1
		小計	38	2	2	2	0	43	2
合 計		467	50	10	47	10	524	60	

2号準会員は会計士補

4号準会員は公認会計士試験に合格した者

# 4. 活動テーマ

テーマ	内容
<p>① 不易流行(★)</p>	<p>1948年に発足した公認会計士制度が2年後の2018年には70年という大きな節目を迎えます。この間、CPAを取り巻く環境は大きく変わり、CPAに求められるニーズも時代とともに変化してきました。</p> <p>こうした中、地域会活動についても、規則・慣習を再検討し、時代に合わせて守るべきものは守り、変えるべきものは変えていきます。そうすることにより、中国会を他の地域会と比べて遜色なく、かつ独自性を持った魅力的な会にしていきたいと思ひます。</p>
<p>② 観客席から グラウンドへ</p>	<p>CPA業界の特徴として、地域会としての中国会の活動に参加する割合が少ないことが挙げられます。その結果、協会活動を観客席から観戦している人々が多いのが現状です。また、会員同士や他士業との意見交換の場があまりないため、お互いどのような人がいて、どのような考え方をしているのかがわからない状態になっています。</p> <p>そこで、会員の皆様に観客席からグラウンドに降りてプレイヤーとして一緒に活動していただけるような企画を実施し、親睦活動を基本とした中国会の組織の活性化を図ってきたいと思ひます。</p>

(★)

<p>出典</p>	<p>俳聖・松尾芭蕉が提起した俳諧の理念のひとつ 「不易を知らざれば基立ちがたく、流行を知らざれば風新たならず」(去来抄)</p>
<p>意味</p>	<p>「不易」とはいつまでも変わらないことであり、「流行」とはその時々に合わせて変化すること いつの時代も変わることはない本質的なものを基礎としつつ、その時々新しい変化を取り入れていくこと また、新しさを求めて変化を重ねていくことこそが不易の本質であり、根本において両者は一つ</p>

# 5. 重点施策

<b>1. 制度70周年に対応した地域会としての活動</b>	協会本部では公認会計士制度70周年にあたり、7月開催の記念事業を始めとしている。中国会は本部方針にベクトルを合わせて、6月開催の定期地域会総会に合わせて記念講演会を実施するほか、経済社会のインフラとしての公認会計士制度の認知度を向上させるために積極的に情報発信を行う。
<b>2. 公認会計士業務の領域拡大への対応</b>	新しい監査領域である社会福祉法人・医療法人への監査が本格化してきており、監査対象となった法人に対して適切な監査業務が維持・向上していくように地域会として体制を構築していく。
<b>3. 会計専門家に要請される社会的ニーズに幅広く対応できる人材の育成</b>	監査業務以外の分野において、会計専門家としての公認会計士の知見を活用したいという社会的ニーズが年々増加している。このニーズに対応して、協会本部では女性会計士活躍促進協議会、組織内会計士協議会、社外役員会計士協議会を設置し、活動をしている。 中国会としても協議会活動に準拠し、中国地方でこうした分野で活躍している人のネットワークを構築し情報交換を行う場を設けていく。
<b>4. 親睦活動の活性化</b>	現執行部で新設した厚生委員会の活動をさらに活発化させ、会員同士の親睦を深め情報交換を行っていく。また、会員に限らず他士業団体との連携強化を図り、他士業団体との親睦活動を積極的に行っていく。
<b>5. 事務局体制の整備</b>	地域会として行う事業活動が年々拡大している状況において、事務局の果たす役割はその重要度を増してきている。こうした現状に対応するため、事務局人員の充実と執務室及び研修室の充実に力を入れていく。

# 6. 委員会組織

本部担当グループ		No.	中国会委員会名	職務
総務	総務・法務、 経理	1	西日本連合総会等特別委員会	平成29年10月開催の西日本連合総会広島大会の開催準備のサポート 公認会計士制度70周年記念行事の企画
		2	総務委員会	1 総会及び役員会に関する事項 2 官公署等外部の団体、日本公認会計士協会、規約第36条に定める部会及び各委員会との連絡に関する事項 3 諸規則等の制定・改廃に関する事項 4 会員・準会員に関する事項 5 事務局に関する事項 6 その他各部各委員会に属さない事項
		3	財務経理委員会	1 予算、決算に関する事項 2 金銭及び物品の出納、保管、財産管理に関する事項 3 経理細則に定めてある財務諸表、会計帳簿及び証憑書類の整理、保管に関する事項
		4	厚生委員会	1 会員及び家族、従業員の福利厚生に関する事項 2 会員の慶弔に関する事項
	研修	5	CPE委員会	継続的専門研修の企画、立案及び実施に関する事項
企画	広報	6	広報委員会	1 中国会会報の企画実施に関する事項 2 地域社会に対する公認会計士の制度の広報活動に関する事項
自主規制・業務	企業会計・ 監査・保証	7	監査・保証実務委員会	監査の理論及び実務の研究調査に関する事項
		8	IT委員会	情報技術の進展に伴う会員業務の対応にかかる研究調査に関する事項
		9	会計制度委員会	会計の理論及び実務の研究調査に関する事項
	非営利会 計・監査・法 規・制度	10	公会計委員会	1 公企業、地方公共団体等の監査、会計の理論及び実務の研究調査に関する事項 2 本部公会計協議会及び同協議会地方公共団体会計・監査部会との連絡調整に関する事項
		11	非営利法人委員会	1 非営利法人の監査、会計の理論及び実務の研究調査に関する事項 2 社会福祉法人等監査の公正円滑な推進に関する事項 3 本部公会計協議会社会保障部会との連絡調整に関する事項
		12	学校法人委員会	1 学校法人の監査、会計の理論及び実務の研究調査に関する事項 2 学校法人監査の公正円滑な推進に関する事項
	中小事務 所・租税・経 営	13	中小事務所等支援委員会	中小事務所が行う業務の円滑な遂行及び改善進歩のために必要な施策の検討に関する事項
		14	中小企業支援委員会	中小企業の経営管理の理論及び実務の研究調査に関する事項
15		税務業務委員会	1 税務に関する理論及び実務の研究調査に関する事項 2 税務に関する研修会に関する事項 3 本部税務業務協議会との連絡調整に関する事項	



# 7. 監査法人事務所の設置状況

部会	大手・準大手監査法人				地場監査法人
	あずさ	トーマツ	EY新日本	太陽	
広島県西部	広島事務所 (広島市)	広島事務所 (広島市)	広島事務所 (広島市)	中国・四国 事務所 (広島市)	西日本 (広島市)
広島県東部					
山口県	下関オフィス (下関市)				長州 (宇部市)
岡山県	岡山オフィス (岡山市)	岡山事務所 (岡山市)			ACアーネスト (岡山市) イースト・サン (岡山市)
山陰	鳥取				
	島根		松江事務所 (松江市)		

## 8. 連絡先

日本公認会計士協会中国会

所在地：〒730-0037

広島市中区中町7番23号

住友生命広島平和大通り第2ビル5階

電話番号：(082)248-2061

FAX番号：(082)242-1467

ホームページ：<http://www.region.jicpa.or.jp/chugoku/index.html>

お問い合わせは、ホーム画面トップメニューの『お問い合わせ』をご利用ください。